

JSA グループ内部統制システム整備に関する基本方針

一般財団法人日本規格協会（以下「JSA」という。）、日本規格協会ソリューションズ株式会社及び一般財団法人日本要員認証協会（以下「当法人」といい、本基本方針では当該法人が属するそれぞれの組織のことを指す。）は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関し、当法人の基本方針を以下の通り定める。

なお、本方針において、「理事等」とは理事又は取締役を指し、「従業員等」とは「就業規則」第2条に規定する従業員及び「就業規則」第3条に規定する従業員等並びに当法人内で業務を行う従業員等以外の就業者を指すこととする。

1 理事等及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事等及び従業員等は「JSA グループミッション」及び「JSA グループ行動規範」に則り行動する。
- (2) 「コンプライアンス規程」、「JSA ホットライン規程」の制定と理事等及び従業員等への周知徹底を図り、公正な事業活動を推進する。
- (3) 理事等が他の理事等の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事又は監査役（以下、「監事等」という。）に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (4) 法令、定款及び規程等の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (5) 理事等及び従業員等による法令、定款及び規程等の違反行為には厳正に対処する。
- (6) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する。
- (7) 監事等は、監事/監査役規程に基づき、理事会又は取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、理事等の職務執行の監査を行う。
- (8) 理事長又は社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般並びにコンプライアンス及びリスク管理等に関する管理統括を行う。

2 理事等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事等は、評議員会及び理事会又は取締役会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 理事長又は社長並びに業務執行理事又は業務執行取締役は、法令及び定款に従い自己の職務の執行状況を理事会又は取締役会に報告する。
- (3) 理事等は、文書取扱規程等に従い、事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、規程等を適切に保存し、管理する。
- (4) 理事等及び監事等は、これらの情報を閲覧又は謄写することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、リスクの発生防止及び損失の最小化に努める。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、これに迅速に対応するため、あらかじめ対応体制や手順等を定め、定期的な訓練等を通じ、損害の最小化を図る。

4 理事等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会又は取締役会その他重要な会議を開催する。
- (2) JSA は業務執行理事会規程に基づき業務執行理事会を設置し、理事会の委嘱を受けた事項、その他業務の執行等に関する重要事項の審議を行う。
- (3) 意思決定の迅速化及び業務の効率化を図るため、理事会又は取締役会は執行役員規程を制定し、選任した執行役員に業務運営を委任する。
- (4) 組織規程に基づき従業員等の責任と職務権限の明確化を図り、適正かつ公正な業務執行を行う。

5 JSA グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 管理体制
子会社に取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- (2) コンプライアンス体制
JSA においては業務執行理事会、日本規格協会ソリューションズ株式会社においては取締役会、一般財団法人日本要員認証協会においては理事会（以下あわせて「JSA グループ合同役員会」という。）において、コンプライアンス確保状況を確認し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- (3) リスク管理体制
JSA グループ合同役員会において、定期的にリスク管理状況を確認し、リスク管理の徹底に努める。
- (4) 効率的な職務執行体制
JSA グループ合同役員会において、職務執行状況を確認し、効率化に努める。

6 監事等の職務を補助すべき従業員等に関する事項

- (1) 監事等がその職務を補助すべき従業員等を置くことを求めたときは、当法人は当法人の従業員等から、監事補助者を任命するものとする。
- (2) 当該従業員等は、職務執行に当たっては監事等の指揮命令を受け、理事等の指揮命令を受けない。
- (3) 当該従業員等の人事評価・異動・処分については監事等の事前同意を得た上で、機関決定し、理事等からの独立性を確保する。

7 理事等及び従業員等が監事等に報告するための体制その他の監事等への報告に関する体制

- (1) 理事等及び従業員等は、当法人の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監事等にその都度報告する。また、監事等は、必要に応じて理事等及び従業員等に対して報告を求めることができる。
- (2) 理事等は、「JSA ホットライン規程」の適切な運用を図ることにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事等への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監事等に報告した者の処分等については監事等の事前同意を得た上で、機関決定することとし、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4) 監事等は、必要に応じて、理事会又は取締役会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。